

一般社団法人 日本歯科矯正専門医学会

定 款

平成 27 年 6 月 28 日 定款変更

一般社団法人日本歯科矯正専門医学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本歯科矯正専門医学会と称し、英文名では **Japanese Society of Orthodontists** 又略称として **JSO** 専門医学会及び日本歯科矯正専門医会の名称を使用する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都西東京市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、歯科矯正認定専門医（以下、「専門医」とする）が歯科矯正医療の質を担保し、社会に歯科矯正に関わる正しい情報を提供し、国民が安全で安心な歯科矯正医療を受診できるように社会活動及び専門医制度的確な実施、専門医の教育研修を行うことにより、歯科矯正医療を通して国民の福利の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 市民公開講座の開催、専門医の治療に基づいたガイドライン等による情報提供
- (2) 専門医及びその制度に関する調査研究、専門医の教育研修
- (3) 歯科矯正専門医による講演会、研究会等の開催
- (4) 関連諸団体の活動に関する情報交換、助言及び協力
- (5) 歯科矯正医療及び歯科矯正学に関する機関誌及び学術図書等の発行
- (6) 前各号に附帯する一切の事業

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 ~~本会の趣旨に賛同し、その目的達成に協力する者で、原則として、特定非営利活動法人日本歯科矯正専門医認定機構（The Japanese Board of Orthodontics：JBO）が認定した歯科矯正専門医（以下、JBO認定歯科矯正専門医とする）のうち、次のいずれかの者とする~~

~~正会員は、原則として、厚生労働大臣に「専門医資格認定団体係る基準該 当届」ならびに申請書により必要な書類の届出を行った歯科矯正の団体において、歯科矯正の専門性の資格認定を受けた者と~~

する。なお、矯正臨床経験が豊富で矯正臨床能力に優れた者も、入会対象者とする。
なお、正会員は次 のうちいずれかの者とする

- 1) 診療所又は病院の開設者或いは管理者
- 2) 大学在籍教育者又は矯正専門開業医の勤務医

~~ただし、入会希望者が JBO 認定歯科矯正専門医でない場合は、JBO 認定審査委員会
が審査を行なう。~~

(平成 27 年 6 月 28 日 JSO 総会にて承認)

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第 6 条 この法人の会員として入会しようとするものは、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをそのものに通知する。

(会費等)

第 7 条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第 7 条の支払いの義務を 1 年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡又は解散若しくは破産したとき。

第 4 章 総会（社員総会）

(構成)

第 11 条 総会は、正会員たる社員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会金及び会費の額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 事業報告及び決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。なお、総会は、社員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(招集)

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の規定による請求があったときは、4 週間以内に総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって開会日の 2 週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 15 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第 16 条 総会における議決権は、1 社員につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の

3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議することができる。また、他の社員を代理人として決議を委任することができる。

(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 前項の議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が、記名押印又は署名する。

第5章 役員

(役員の設定)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上15名以内
 - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、若干名を副会長及び1名を専務理事とする。
- 3 この法人の会長を法人法上の代表理事とする。
- 4 この法人の副会長及び専務理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第20条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族（その他当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐してこの法人の業務を掌理する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職

務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 23 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 19 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第 25 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬・賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支弁することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 26 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定並びに解職

(開催)

第 28 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種とする。なお、理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

2 通常理事会は、毎年 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 30 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名する。

第 7 章 会計

(事業年度)

第 33 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 34 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 35 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を

作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の決議を経て、定時総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（剰余金）

第36条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

（事務局）

- 第41条 この法人は、事務を処理するために、事務局を置く。
- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置くことができる。
 - 3 事務局長は、理事会の決議を経て、会長が任免し、その他の職員は会長が任免する。
 - 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

第11章 委員会

（委員会）

第42条 この法人は、事業を分掌させるため、各種委員会を置く。

- 2 委員会には、委員長を1名置き、その他の委員を数名置く。
- 3 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

第12章 補則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

(設立時の役員等)

第44条 この法人の設立時の役員及び顧問は、次のとおりとする。

会長	三瀬駿二			
副会長	澤端喜明			
専務理事	齋藤卓麻			
理事	稲見佳大	星 隆夫	濱寄広二郎	池元太郎
	宮本敬次郎	片上勝秋	廣島邦泰	大野秀徳
	清水美輝雄	有松稔晃	和島武毅	
監事	田邦裕	樋口育伸		
顧問	与五沢文夫	田 彦	中川靖郎	夕田 勉

(設立時の社員)

第45条 この法人の設立時の社員は、次のとおりとする。

設立時社員	住所	東京都港区白金台1丁目1番21-504号
氏名	与五沢文夫	
設立時社員	住所	福岡県北九州市戸畑区沢見1丁目1番19号
氏名	田 彦	
設立時社員	住所	愛媛県松山市森松町1131番地3
氏名	三瀬駿二	
設立時社員	住所	福岡県福岡市南区高宮3丁目3番1-704号
氏名	夕田 勉	
設立時社員	住所	新潟県新潟市西区青山7丁目3番26号17
氏名	深町博臣	
設立時社員	住所	東京都西東京市富士町4丁目4番12-301号
氏名	天野憲人	

(定款に定めのない事項)

第46条 この定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令によるものとする。

- 1 この定款は、法人法に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の事業年度は、この法人成立の日から平成 24 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この法人の設立時の入会金及び会費は、別表1のとおりとする。

別表1 設立時の入会金及び会費

会員の種別	入会金	会費（年）
正会員 1)	40,000円	60,000円
正会員 2)	40,000円	20,000円
賛助会員	50,000円	一口100,000円(一口以上)

以上、一般社団法人日本歯科矯正専門医会を設立するため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成 23 年 7 月 11 日

設立時社員 与五沢文夫

設立時社員 田 彦

設立時社員 三瀬 駿二

設立時社員 夕田 勉

設立時社員 深町 博臣

設立時社員 天野 憲人

附則

- 1 この変更後の定款は、平成 24 年 3 月 15 日より施行する。

附則

- 1 この変更後の定款は、平成 27 年 6 月 28 日より施行する。

一般社団法人 日本歯科矯正専門医学会

細則

JSO 正会員の入会

1. JSO 定款第 6 条（入会）の理事会の基準に従わなければならない。
2. JSO 入会に係る理事会基準
 - (1) 正会員は、原則として、厚生労働大臣に「専門医資格認定団体に係る基準該当届」ならびに申請書により必要な書類の届出を行った歯科矯正の団体において、歯科矯正の専門性の資格認定を受けた者とする。なお、矯正臨床経験が豊富で矯正臨床能力に優れた者も、入会対象者とする。
 - (2) 入会を希望する者は、理事会に入会申込書を提出しなければならない。
 - 1) 理事会は提出された入会申込書を JSO の入会に係る理事会基準（1）の規定に従って審議し、入会の資格の可否を判断する。
 - 2) JSO が入会を許可するにあたり、専門医の資格認定が行なわれた過程で臨床能力を問う症例審査を受けていないと判断された場合は、原則として既存のいずれかの団体（上記 2.（1））の症例審査を伴った認定審査を受けなければならない。
 - 3) 矯正臨床経験が豊富で矯正臨床能力に優れた者の入会については、理事会で決定する。
 - 4) 理事会により、入会を許可された者は入会金 40,000 円・年会費 80,000 円の納入をもって正会員となる。
 - 5) 入会が許可された者は、原則として専門医の資格認定を受けた症例の中から任意の 3 症例を次年度の JSO 学術大会で呈示しなければならない。